

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっているのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。当時は家業に従事し、母が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた。同居していた母の保険料は納付済みとなっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、全て納付済みである上、申立人の保険料を納付したとする母親は、自身の昭和 44 年 7 月以降の保険料を全て納付しており、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「家業の事務を担当していた母が、地区の婦人会の集金当番に国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、複数の近隣住民の証言から、地区の婦人会で保険料を集金していたことが確認できる。

さらに、領収書及びオンライン記録から確認できる、昭和 57 年度、59 年度、62 年度及び平成元年 4 月から 15 年 2 月までの期間の申立人及びその母親の納付日は、全て同じであることが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料についても母親と一緒に納付していたとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 28 日まで  
私は、申立期間にA株式会社で運転手として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立期間において、申立人がA株式会社に勤務したことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、元事務担当者は、「昭和 39 年 4 月に入社したが、当時は厚生年金保険に未加入だった。加入したのは 41 年 8 月 1 日からであり、その前に給与から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

さらに、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚は、「昭和 36 年頃に入社したが、厚生年金保険に加入した 41 年 8 月 1 日までは国民年金に加入していた。厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から同年 8 月 24 日まで  
② 昭和 42 年 7 月頃から 45 年 3 月頃まで

申立期間①については、A株式会社に勤務したことがある親戚の紹介で、同社が社名変更したB株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。私を紹介した親戚は厚生年金保険に加入しており、私も加入しているはずだと言っていたので、調査してほしい。

また、申立期間②については、C区の有限会社Dに勤務した。同時期に勤務していた同僚は、厚生年金保険に加入していたと言っているので、私が厚生年金保険に加入していないことに納得できない。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間以降に勤務したE株式会社に提出した履歴書（昭和 42 年 4 月 20 日時点）から、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B株式会社が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立期間①においてB株式会社に勤務していた同僚は、「A株式会社としてF市町村に所在した昭和 33 年 12 月頃までは厚生年金保険に加入していた。しかし、同社がG区に移転し、B株式会社と社名変更してからは厚生年金保険に加入していなかったため、私は国民年金に加入した。給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、上記の同僚は、A株式会社での厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、B株式会社での厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、A株式会社の法人登記簿から、同社は昭和 34 年 1 月 11 日に本店をG区に移転したことが確認できる上、オンライン記録から、同社は昭和 33 年 12 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

申立期間②について、有限会社Dの回答から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、有限会社Dの回答及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 4 年 5 月 1 日であり、申立期間②当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、有限会社Dでは、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる以前に、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる同僚の証言は得られなかった。

さらに、申立人が記憶する同僚は、「有限会社Dは厚生年金保険に加入していなかった。私は国民健康保険に加入していた。」と述べており、申立人の主張と相違している。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。